

大阪市水道局受託水質試験取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市水道局（以下「局」という。）が、他の水道事業体および大阪市の他の部局から依頼を受けて行う受託水質試験等（以下「水質試験」という。）の取り扱い及び受託に要する費用等の負担について定める。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第18条に定める水質試験依頼者を除く。

(用語の定義)

第2条 水質試験とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 水道水、水道原水又は浄水処理過程等の水に関する水質試験
- (2) 水道水、水道原水又は浄水処理過程等の水における水質異常に関する水質試験
- (3) 水道水中の異物に関する試験

(水質試験の依頼)

第3条 水質試験を依頼する者（以下「依頼者」という。）は水質試験依頼書を局へ提出しなければならない。ただし、別途水質試験の受託契約を交わしている場合は、これを要しない。

(受託の承諾)

第4条 前条の規定による依頼があった場合、局は、次の各号に適合しているかを審査し、依頼者にその結果を通知するものとする。

- (1) 本要綱の第2条に該当する検体であること。
 - (2) 受託する水質試験が局の本来業務に差し支えないこと。
- 2 局は、前条の規定による依頼を承認したときは、請書をもって申請者に通知する。

(水質試験の実施)

第5条 水質試験を行うにあたっては、次の各号に従って実施するものとする。

- (1) 局で実施する水質試験方法を用いて行う。
- (2) 作業時間は勤務時間内を原則とする。

(受託費用の負担)

第6条 受託試験に要する費用は依頼者が負担する。

(受託費用の算出)

第7条 受託費用は、次の各号に定める費用の合計額とする。

- (1) 直接業務費
- (2) 直接経費
- (3) 技術経費
- (4) 間接業務費
- (5) 諸経費

2 各費用の算出は、別に定める受託水質試験費用算定基準によるものとする。(受託費用の納入)

第8条 依頼者は、局が発行する請求書に基づき、受託費用を納入しなければならない。

2 受託費用は、納入期限までに納入しなければならない。

(受託費用の精算)

第9条 水質試験の実施により精算の必要が発生した場合、費用の精算を行う。ただし、局長が認めたものは精算を行わない。

(水質試験の中止及び変更による費用の負担)

第10条 局が第3条の規定による依頼を受理した後に依頼者が自身の都合により依頼を取り消した場合、又は、大幅に依頼内容を変更した場合には、次の各号に定める費用はすべて依頼者の負担とする。

- (1) 水質試験を中止した時まで必要とした費用
- (2) 依頼内容の変更により、不要になった薬品等の材料費
- (3) 局に損害を与えた場合はその費用

(補償費の負担)

第11条 試験の実施に伴い、局に損害が生じた場合の補償費は、局に故意又は重大な過失があるときを除き、依頼者の負担とする。

(適用除外)

第12条 次の各号に定める場合は、この要綱の一部または全部を適用しないことができる。

- (1) 局が申請者と別途協定を締結した場合
- (2) その他局長が必要と認めた場合

(施行細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は浄水統括担当部長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。